

一般社団法人環境教育振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人環境教育振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区富士見台2丁目46番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、環境教育を通じて環境保全に関する意識等の普及を図り、地球環境及び社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 環境教育及び環境保全に関する調査及び研究
- 二 環境教育及び環境保全に関する普及及び広報活動
- 三 環境教育及び環境保全に関する行事等の実施
- 四 環境教育及び環境保全に関する印刷物等の作成及び提供

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総社員が同意したとき。
- 二 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に召集するほか、必要がある場合に召集する。

(招集)

第 1 3 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第 1 4 条 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 1 5 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 1 6 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 1 7 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 1 8 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第 1 9 条 この法人に、理事 2 名以上 8 名以内を置く。

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事は，社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は，理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

2 代表理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行し，業務執行理事は，別に定めるところにより，この法人の業務を分担執行する。

(役員の任期)

第 22 条 理事の任期は，選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は，第 19 条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事は，社員総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 24 条 この法人の事業年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 この法人の事業計画及び収支予算については，毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し，直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も，同様とする。

2 前項の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，代表理事は，社員総会の決議に基づき，予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第30条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。